

平成27年第14回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年7月22日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 長 島 良 介

議 題

1 議案

- (1) 議案第36号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モ
デル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育
の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成27年陳情第4号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

- (14) 平成27年陳情第5号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (15) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情
- (16) 平成27年陳情第7号 中学校歴史・公民教科書採択に関する陳情

3 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成27年度夏休み居場所づくり事業の実施等について
 指定管理者との協定締結について
 三原台児童館の休館について
 都営上石神井アパートの建替に伴う上石神井保育園改築工事の工期および負担金（費用の概算総額）の変更について
 「放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置について
 「練馬こども園」の認定開始について
 公共施設予約システムの更新について
 「ファミサポホーム」の実施について
 平成27年度臨海学校および林間学校の実施について
 練馬区立平和台図書館の指定管理者候補の選定について
 練馬区立児童館の指定管理者候補の選定について
 練馬区立学童クラブの指定管理者候補の選定について
 練馬区立武石少年自然の家本館の臨時休館について
 教科書展示会等の実施状況について
 その他
 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時52分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎

同	教育指導課長	堀田直樹
同	学校教育支援センター所長	風間康子
同	光が丘図書館長	加藤信良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱		小暮文夫
こども家庭部こども施策企画課長		柳橋祥人
同	保育課長	櫻井和之
同	保育計画調整課長	近野建一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱		中里伸之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長		吉岡直子

教育長

ただいまから平成27年第14回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が11名いらしている。

案件に入る前に、7月16日に行った第10回臨時会で、中学校教科書採択の日程について決定したので、もう一度確認をさせていただく。

教育委員会では、第10回臨時会で中学校教科書協議会からの答申を受けた。その会議でお諮りしたとおり、8月7日の第15回定例会で中学校教科書の採択を行いたいと思う。よろしく願います。

それでは、本日の案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案1件、陳情16件、協議1件、教育長報告15件である。

(1) 議案第36号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

初めに議案である。

議案第36号、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について、資料1が提出されている。この議案について説明をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

議案の内容は、今説明のあった資料1の2枚目にあるが、この会議の委員の選定について教育委員会として同意をするという文書を区長宛に回答しなくてはならないというものである。

各委員、ご意見やご質問があればお出しいただきたい。いかがか。

特段ご意見はないか。それでは、議案第36号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では議案第36号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

教育長

次に陳情案件である。

平成19年陳情第4号から平成26年陳情第5号まで、案件表の(1)から(9)までの陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いているので、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (15) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情
- (16) 平成27年陳情第7号 中学校歴史・公民教科書採択に関する陳情

教育長

次の陳情である。

(15)平成27年陳情第6号、(16)平成27年陳情第7号の2つの陳情については、本日新たに提出されたものである。事務局よりお願いする。

事務局

それでは陳情の要旨について読み上げさせていただきます。

平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情について。陳情者は記載のとおりである。

陳情内容である。

練馬区で「特別支援教室授業」を実施するにあたり、これまで情緒障害通級指導学級で指導効果を上げてきた小集団指導をはじめとする通級学級での指導が引き続き行えるようにしてください。

特別な支援が必要な児童生徒の指導について、一律に在籍校の「特別支援教室」で行うとすることなく、児童生徒の状態や保護者、在籍校の教員の意見を踏まえて、通級での指導か、支援教室での指導かを選択的に決定できるようにしてください。

平成28年度から3か年にかけての導入に際しては、拙速に進めることなく、現在の通級指導学級の実態や教職員、保護者の意見を取り入れて、指導体制および教室環境整備、指導方法や内容などについて慎重に検討を進めてください。

「特別支援教室」に巡回指導を行いながら、拠点校の情緒通級学級でも指導が行えるように、非常勤職員（定数外）または教員免許を有する支援員を、最低1名以上配置するようにしてください。

続いて、平成27年陳情第7号、中学校歴史・公民教科書採択に関する陳情である。陳情者は記載のとおりである。

内容について読み上げる。

1、「歴史分野」

日本史と世界史がバランスよく記述されており、アジアにおける日本の歴史的立場づけや欧米と日本の歴史的関係等が理解できるような記述となっているか。

それぞれの時代の為政者（支配者）の視点だけでなく、民衆（被支配者）の視点も踏まえて記述され、歴史を複眼的な視点からとらえているか。

アジア・太平洋戦争の記述において、被害の真実とともに加害の事実にも目をそらさず、近隣諸国条項を考慮した記述内容となっているか。

2、「公民分野」

日本だけを中心に据えた記述ではなく、世界の中における日本の立場について、世界的視点からの理解ができるような記述内容となっているか。

憲法の位置づけや立憲主義の意義・重要性が理解できるような記述となっているか。

日本国憲法の「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権」などの概念について正しく理解できるような記述となっているか。

現政権の考え方や方向性だけに過度に偏ることなく、多様な意見や世論があることが理解できるような記述となっているか。

以上である。

教育長

これらの新しい2件の陳情については、本日は読み上げのみとし、継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ではそのようにさせていただきます。

(10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
教科書展示会等の実施状況について

教育長

次の陳情案件である。

本日は中学校教科書採択に関する陳情のうち、採択手続に関するもの、平成27年陳情第1号から第5号までについて審議を行い、結論を出したいと考えている。なお、各陳情については複数の項目があるが、全て教科書採択に関するものであるので、審査の進め方については各項目についてご意見を伺った上で、採択または不採択の判断については項目ごとではなく、各号について総合的に判断をする一括審査としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ではそのようにさせていただきます。

それでは各陳情の審査に入る。

平成27年陳情第1号、中学校教科書採択に関する陳情書である。

まず平成27年陳情第1号の項目1の(1)について、各委員のご意見を伺う。いかがか。

内藤委員

項目1番に、「教職員の意見を尊重し採択に反映させること」と書いてある。さらに、(1)の中に手続に関する記述があるが、現実にはどのような手続で行われているのか教えてほしい。

教育指導課長

教職員の意見の尊重をということであるが、まず調査委員会があり、そこでは教員の

研究組織である中学校教育研究会に意見を聞くために依頼をする。

中学校教育研究会では、教科ごとに各部会があるので、そこで教職員に対し教科書についてのアンケート等を取り、そうしたものを取りまとめて調査委員会に報告している。

調査委員会では、そうした教職員のアンケートの内容を踏まえ、教科書協議会に報告をしている。

教科書協議会では、調査委員会から出された報告書をもとに答申を作成し、教育委員会に答申を行っているという流れとなっている。

教育長

よろしいか。ほかにご意見、ご質問はあるか。

外松委員

現場の教職員の方たちが、教科書を見る機会というのはどうなっているか。

教育指導課長

教科書の見本本が教育委員会に到着したのが5月の連休明けで、実際に教科書の展示は5月11日から始めた。教職員についても、区内中学校4か所に、先生方が実際に見本本を見に行くことができるように設置した。開進第二中学校、光が丘第三中学校、上石神井中学校、大泉中学校の4か所である。こちらに5月11日から展示をしたので、先生方はそれ以降、見に行っていたことができる。

また、先生方にご意見を伺う中学校教育研究会のアンケートの提出の期限が5月15日になっているので、5月11日から15日までの間に見本本を見るのが可能である。

また、中学校教育研究会以外でも、一般の見本本の展示の際に、区民の方をはじめいろいろな方々からご意見をいただけるアンケートボックスも設置されている。そちらでの意見の提出も可能となっている。

教育長

ほかにかがが。

この陳情の項目1の(1)の中に、各学校からの研究報告書の記載内容については従来どおりとしてほしいという記載がある。今回、事務局では各校研究会からの報告を廃止して、新たに中学校教育研究会からの意見聴取を教科書採択の一連の流れの中に組み入れたと思うが、その辺の趣旨をもう一回説明してもらえるか。

教育指導課長

これまで各校研究会でも研究を行っていたが、見本本が整うのが5月中旬であるため、実質1カ月弱という期間で、各学校の中でまとめなくてはならなかった。このため、各校単位で研究をまとめるのに困難が生じるということが一点ある。

また、学校の規模により、その教科を専門とする教員の人数が非常に少ない、または小規模校においては講師が対応しており、その教科を担当する正規の教員がいないという状況がある。そうした中で各校において研究をまとめる際に困難が生じるということ

があった。

そうしたことから今回、より教職員の専門性を有している中学校教育研究会に、調査委員会から依頼をし意見聴取をする、これによって先生方の専門的な意見を聞くことができるということから、各校研究会を廃止し、中学校教育研究会等の教員の研究組織から意見を聴取するという形に変更した。

教育長

いかがか。1の(1)に関して、何かその他ご意見、ご質問はあるか。

内藤委員

意見である。今の変更した趣旨を伺って、なるほどなと感じた。というのは、私も中学校の教科書採択に立ち会うのは今回で2回目になるが、小学校は既に2回経験している。各校研究会の記録を読ませていただいていると、学校によって書き方がばらばらな感じがした。内容についても密度の濃い学校もあれば大変淡泊に書かれている学校もあり、参考にしにくい部分を非常に多く感じる場所もあったので、専門的な研究組織が集中的にかかわることがやはり合理的なのかなと考える。

今のご説明と、今回、中学校教育研究会からの報告や教科書協議会からの答申等を見せていただいても、そのような良い結果が出ているように私は感じたので、結構かなと感じている。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

今までは各校の研究会からの報告を上げていただいていたが、確かに、小規模校の問題もあったりするのかもしれない。採択にあたっての大切な資料ではあるが、学校によって、各校研究会の報告書に非常に差があることは、何回か私も読ませていただいて、そのように感じていた。

であるので、今回、より専門的な立場から意見がいただける評価の方法になったということは、良いのではないかと考えている。私も今読ませていただいているところであるが、専門的な立場から、生徒が使う教科書としてどういう角度から見れば良いかというご意見が書かれているので、大変参考になる資料をいただいていると感じている。

教育長

ほかはよろしいか。

それでは1の(2)はいかがか。ご意見やご質問があればお願いします。

内藤委員

「調査委員の選出は民主的に行い、恣意的に選出されないことがないよう」とある。私もそう信じているが、実際はどのようになされているのか、確認のために教えてほしい。

教育指導課長

調査委員の選出については、専門的事項の調査研究を行うことから、より専門性の高い教員を選ばなくてはならない。そのため、教員の研究組織等から推薦を受け、委嘱している。また、委員氏名については採択後公表している。

教育長

この陳情の書きぶりだと、「民主的に行い、恣意的に選出されることがないようにすること」とあり、何か恣意的に選出されているかのように見えるが、これは大丈夫か。

教育指導課長

調査委員については、管理職また教員を入れており、恣意的に選出しているということは一切ない。

教育長

調査委員氏名の公表も採択後にはしているということによろしいか。

教育指導課長

委員については、管理職である校長または副校長 1 名と教員 2 名の 3 名となっており、こちらについては採択後公表することとしている。

教育長

ほかの委員の皆さんはよろしいか。

では 1 の(3)はいかがか。教科書展示についてであるが、ご質問やご意見があればお出しいただきたい。

外松委員

(3)の、教職員が教科書を検討するための条件については、先ほど区内 4 か所の中学校で行っているという説明をいただいた。閲覧時間についてはどうか。

教育長

今日、報告の 1 4 番が出ているが、その説明を先にさせていただきたい。関連すると思うので説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

今、資料 3 についてあわせて説明していただいた。平成 2 7 年陳情第 1 号の項目 1 の(3)に関連するということであるが、実はこの陳情の 2 番目の項目も関連しているので、

項目1の(3)と2の両方、また今の資料3に対するご質問でも結構であるので、あわせて審議をしたいと思う。よろしく願います。いかがか。

長島委員

陳情項目2で、「地域住民が教科書展示会に出向いて意見を出せるよう」とあるが、どういった形で意見を出していただいているのか。

学校教育支援センター所長

アンケート箱を設置して、そちらにアンケートを提出していただいている。なお、期間中に清書して改めて提出したいということで一旦お持ち帰りになって、郵送で送られた方や持参された方もいらした。

教育長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

外松委員

「閲覧時間を延長するなど」と項目2にあるが、今報告を伺って、午後7時まで教育支援センターは行っていることがわかった。しかも土曜日も日曜日も実施しているということで、その点では、区民の皆さんに教科書を見ていただけるような配慮はされていると感じた。

教育長

項目1の(3)は、教職員向けの教科書に関してもう少し閲覧時間をふやしてくれということであるが、物理的に可能なのか。

教育指導課長

教職員向けの教科書の展示は、先ほど申し上げた4つの中学校を会場に、期間としては5月11日から6月19日までで行っている。学校を会場にしているので基本的に平日の午前9時から午後7時まで展示をしている。

見本本については、教育委員会に教科書の発行者から送られてくるのが全部で10セットである。この10セットについては、教科書採択に向け、教育委員会の委員の皆様には3セット、調査委員は各教科・種目ごとに3名ずついるので、その方々に3セット、展示校に4セットを使用している。見本本の数に限りがあるため、会場としては現在のところ4か所となる。

ただし、閲覧の期間については、昨年度より1週間延長させていただいた。

教育長

教員は、教科書展示会に閲覧に行っても良いということか。

教育指導課長

教科書展示会が6月9日から7月2日までであるので、そちらに行っていただいても構わないし、そちらの意見箱に意見を提出していただくことも可能である。

教育長

そのほか、項目1の(3)あるいは2に関してご意見、ご質問はあるか。よろしいか。それでは陳情第1号の最後の項目、3項目めについてはいかがか。傍聴の関係である。

外松委員

「多くの区民が傍聴できるように条件を整えること」とあるが、事務局としてはどのように対応されているのか。

教育総務課長

教科書採択に係る区民の傍聴であるが、この教育委員会室は傍聴席が18席となっている。前回の中学校教科書採択の折には、庁舎内の別室を用意し、そちらに採択の様子の音声を流すことで、傍聴者18名の他に60名が音声放送を聞くことができる体制を整えた。

4年前については、こちらの教育委員会室と別室を合わせて75名の方が傍聴あるいは音声放送を聞いた。希望した全員が傍聴あるいは音声放送を聞くことができる体制を整えた。今年度についても同様の形で対応する予定である。

教育長

事務局としては、採択の会場を教育委員会室以外に変えることは考えていないということによろしいか。

教育総務課長

教科書採択に当たっては、委員の皆様方が静謐な環境の中で協議していただけるよう、こちらの教育委員会室で開催することを念頭に置いている。

内藤委員

平成27年陳情第2号の4番めの項目にも関連すると思うが、傍聴者が少なくとも100人は入る会場を用意してほしいというお話であるが、私たちは傍聴者の人数の多寡によって意見を左右されることはまずないと考えている。今まで、調査委員会からの報告や東京都からの資料、その他もろもろのものを総合的に判断して、自分の責任と権限のもとに採択すると心得ている。十分な数が入り切れないことは、傍聴を希望される方にとっては残念かもしれない。しかし、私たちの姿勢としては、その多寡によって変わることはないということで、教科書採択の際も、できれば通常に近い形の会場であるのが望ましいと個人的には思っている。

教育長

それでは、平成27年陳情第1号全体を通して何かお話があれば、各委員の皆様から

出していただきたいと思うがいかがか。もう、今までおっしゃっていただいたことに尽きるということによろしいか。

内藤委員

平成27年陳情第1号の(1)、(2)、(3)についてはこれまで述べられたとおりであると思うし、その次の項目2についてもそうであるが、地域住民の方々にお書きいただいたアンケートについては、事務局が全て記録をとって、私どもの手元に早々と出していただいた。それを隅から隅まで読ませていただいた感想であるが、私どもは客観的に総合的に判断する立場を貫こうと思っているが、ある分野、特に社会科に関する分野の記述が多かったという印象を受けた。特定の教科書や特定の分野についてのコメントが多かったということが、読んでの感想である。

教育長

ほかにご意見がなければ結論を出したいと思うがいかがか。

今、縷々この平成27年陳情第1号に関してご意見をいただいた。また事務局から補足の説明もあった。この陳情については、教育委員会として既に取り組んでいる項目もあるが、やはり全体を通して受け入れることができない内容が多かったと思っている。この平成27年陳情第1号については不採択とさせていただきたいと思うがいかがか。

委員一同

はい。

教育長

では、平成27年陳情第1号は不採択とする。

(11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

つぎに、平成27年陳情第2号、中学校教科書採択に関する陳情書である。この陳情案件についても、本日結論を出したいと考えている。

それでは、項目ごとに各委員のご意見を伺う。まず、陳情第2号の1項目めであるが、いかがか。

この1項目めについては展示会の話で、先ほど平成27年陳情第1号の項目1の(3)および項目2とほぼ同様の内容であるので、もし何かご質問やご意見があればお出しいただくとして、同じ扱いにさせていただきたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それではそのようにさせていただく。

2項目めはいかがか。同じ教科書展示の話だと思うが、これも既に事務局から説明を受けているが、もしご意見があればお出しいただきたい。

外松委員

夜間や日曜も見られるようにしていただきたいという陳情である。しかし、先ほどご説明いただいたとおり、時間も午後7時まで、そして土日も開催し閲覧できるようになっているので、この点はもう大丈夫だと思う。この方の趣旨はもう達成されているかと思う。

教育長

先ほども教科書の見本本10セットをどうやって分けるか、あるいは展示会に配付される教科書の数の問題等、制約があるというお話を事務局から聞いたので、なかなか難しいとは思いますが、特段そのほかにご意見があればお出しいただければと思う。

外松委員

質問である。今年度、新たに学校教育支援センター関分室での展示を開催したりと、皆さんに閲覧をたくさんしていただけるような条件をさらに整えたが、前回と比べて来場者の人数が増えたかどうかは、今の時点でわかるか。

学校教育支援センター所長

前回の平成23年度の中学校採択のときの来場者数が77人であったので、人数的には今回は増えている。

教育長

ほかはよろしいか。2項目めも、平成27年陳情第1号でも議論した内容であるので、同じように判断させていただきたいと思う。

では3項目めはいかがか。

内藤委員

後半の部分で、「ぜひ教員の個別教科書に関する意見を聞く機会を設けていただきたい」とあるが、アンケート用紙や中学校教育研究会から上がってきた報告書の内容には、そのような部分もあったという感じがする。

調査研究資料はもともと、優劣をつけるのではなく、各教科書の違いが明瞭簡潔にわかるようにするという視点で書くことが望ましいと通知にあったかと思う。このため、そこに各先生方のご意見は十分に反映できるので、今の方式でも可能であろうと思う。

教育長

この3項目めについても、さきほどの平成27年陳情第1号の中で教員の意見に関する議論をしたので、同じように扱わせていただきたいと思う。

4項目めはいかがか。これも先ほど出たが、100人入るとするのは少し難しいという議論をさせていただいた。

それでは、平成27年陳情第2号について審査をしたいと思う。いろいろとご意見をいただいた。また、平成27年陳情第1号と重なる部分が多かったので、第1号の判断も参考にさせていただいた上で、この平成27年陳情第2号については、教育委員会として既に取り組んでいる項目もあるが、受け入れることのできない内容の項目も含まれているため、不採択とさせていただきたいと思うがいかがか。

委員一同

はい。

教育長

では不採択とさせていただく。

(12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

(14) 平成27年陳情第5号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に平成27年陳情第3号である。

これについては追加署名が提出されているので、事務局より報告をお願いします。

事務局

本陳情については7月21日に1,789名分の追加署名を受領した。したがって合計で2,243名となる。

以上である。

教育長

今、追加署名の報告を受けた。この陳情についても本日も結論を出したいと思う。

ただ、この平成27年陳情第3号と平成27年陳情第5号については、陳情項目が同じなので一緒に審議をしたいと思う。

まず1項目めは、教職員の意見の反映についてである。2項目めについては教科書展示会に関する事。3項目めは教育委員会の傍聴に関する事。4項目めは採択後の情報公開についてということで、陳情第3号と陳情第5号は項目が重なっているため、一緒に審査をさせていただきたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、平成27年陳情第3号と第5号の1項目めについてはいかがか。ご意見が

あればお寄せいただきたい。

これも平成27年陳情第1号および第2号で審査した内容であるので、大変恐縮であるが同じ判断とさせていただきたいがよろしいか。

内藤委員

私が先ほど既に述べさせていただいたことと同じである。

教育長

では、平成27年陳情第3号と第5号の2項目めはいかがか。これも教科書展示会の閲覧時間の延長と場所の増についての内容である。全くこれまで審査した内容と同じであるので、同じ判断をさせていただきたいと思う。

3項目めについても傍聴に関して、同じ項目が平成27年陳情第1号と第2号にあり、既に審査を終えているので、同じような対応をさせていただきたい。

4項目めはいかがか。

内藤委員

情報公開を迅速に行ってほしいということであるが、現在はどれぐらいの期間を置いて公開されているのか。

教育総務課長

採択した結果については、直ちにホームページ等で公開させていただいている。採択に関する資料については、採択の翌日から、請求があれば情報公開できる体制になっている。

内藤委員

迅速であると私は解釈した。

教育長

ほかはよろしいか。特に全体を通してよろしいか。

それでは、これらの陳情についても、教育委員会として既に取り組んでいる項目もあるが、受け入れることのできない内容も含まれているので、全体として、平成27年陳情第3号および第5号については不採択とさせていただきたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、平成27年陳情第3号および第5号については不採択とさせていただく。

(13) 平成27年陳情第4号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次は平成27年陳情第4号である。この陳情については4つの項目があるので、1項目ずつ審議をしていきたい。

まず1項目めであるが、これについて何かご質問、ご意見はあるか。

外松委員

では、「資料として真実のある内容で授業が展開できる教科書を選択してほしい」とあるが、教科書が作成されるにあたっては、非常に多くの専門家の方たち、大学教授やもちろん現場の先生方もかかわって編纂されているし、文部科学省の検定も通っている。

であるから、陳情者がおっしゃる、「資料として真実のある内容」というのがどういうことなのか、私としては判断するときに、この表現だとわかりづらい。

教育長

なかなか難しい。ほかに1項目めで何かご意見やご質問はあるか。

長島委員

事実は決まっているが、解釈は教科書によってそれぞれあると思う。読む人にとってのもそうであるし、先生によっても解釈は変わってくると思うので、私の立場としては、できるだけそういった解釈が入らない形のものを選んでいきたいと考えている。

教育長

この「真実」という言葉の意味が難しい。一般に、事実と真実というが、陳情者はどのような意図でおっしゃっているのか。今、長島委員がおっしゃったように、事実に対する一定の考え方なのか、それとも、事実よりもさらに真実ということでおっしゃっているのか。事実というのはある意味では表面的なので、その奥に潜む本来の姿、背景も含めたという意味で真実とおっしゃっているのか、この文章だけでは読み取れない。私もそれは非常に迷う。

いずれにしても、私どもとしては、教科書を選ぶ際には、検定を通過しているという前提の中で選ぶ。まず子供たちがこの教科書で学んで、一番良い学習ができる、そういう教科書を選びたいという思いで選んでいるので、それに対して、このような表現で陳情を出されるということについては、少し違うかなというか、納得できないという、私個人としてはそのような意見を持っている。この表現だけで採択とするのは難しいと思う。

内藤委員

今、皆さんがおっしゃったとおり、私もこの言葉が受け取り方によって非常に難しいものであると思っている。私としては、事実というものを客観的になるべく捉えている記述をしている教科書を選びたいと思っている。であるから、この表現だと、このまま受け入れるわけにはいかないと思う。

教育長

ほかになれば2項目めに移る。いかがか。

この項目については、平成27年陳情第1号から第5号まででてきた内容と同趣旨と捉えてよろしいか。

内藤委員

私も現場主義で、現場の意見が大変貴重であるということは、教科書に限らずあらゆることに通じることであると思う。しかし、この表現だと、教師の意見をよく聞いてほしいということだけを取り上げており、教師の意見だけを聞くようにと誤解をされるような文章だと思う。あらゆる方の意見を総合的、客観的に判断するのが正しいと私は思うので、この はこのままでは受け入れることはできない。

外松委員

の、「教師の意見をよく聞いてほしい」というのは、今までほかの陳情でずっと検討してきた。各校研究会ではなくなった今回の方法でも、まさに現場の先生方の意見をしっかりと吸い上げて、その意見をもとに客観的な立場でいろいろな資料を作成していただいている。私たちはその資料を見せていただきながら、現場の先生の生の声やご意見として、その記述もを見せていただきながら、採択がより客観性の高いものになるように行っているので、この項目は受け入れがたいと思う。

教育長

ほかはよろしいか。

では3項目め、「教育委員会の場所をもっとゆとりのある場所にしてほしい」ということである。これも傍聴の関係で既にお話をいただいているので、同じような判断をさせていただきますということでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

4項目め、「教育委員会で話し合っている声が傍聴者にはほとんど聞こえない。採択の際は聞こえるようにしてほしい」ということである。これについて何かご意見はあるか。

外松委員

まず、傍聴者の方に聞こえないということが今までもあったのであれば、本当にそれは申しわけなかったということでおわびして、もっとしっかりと声が届くように発言していきたいと思う。

採択の際に聞こえるようにということについて、事務局として手立てを何か考えていたらお聞かせいただきたい。

教育総務課長

先ほどもお答えしたが、教科書採択の際には別室を設けて、そちらに委員の発言を音声放送として流し、聞こえるような形で対応を図っている。

今回の採択についても同様の形をとらせていただくことにしている。そういった意味では、採択の際にはより明瞭に聞こえるような形がとれると考えている。

教育長

ほかにご意見はあるか。

では、最後に4項目めで、もう少し傍聴者に聞き取りやすくという項目があった。これについては私たちも気をつけてやっていかななくてはならないと改めて思っているし、努力したいと思っている。

ただし、この陳情全体を通して、抽象的な表現もあるが、我々が出てきた陳情の表現で判断するということであるので、先ほど来、各委員からお出しいただいたご意見をお聞きする限り、この陳情全体としては不採択とさせていただかざるを得ないと思っているが、いかがか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、平成27年陳情第4号については不採択とさせていただく。

以上で陳情の審査を終わらせていただく。

(1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に協議案件である。

協議(1)平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。これについては本日は継続としたいと思うがいかがか。次回以降に改めて資料を出させていただきたいと思っているがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ではそのようにさせていただく。協議案件については継続とする。

(1) 教育長報告

平成27年度夏休み居場所づくり事業の実施等について

指定管理者との協定締結について
三原台児童館の休館について
都営上石神井アパートの建替に伴う上石神井保育園改築工事の工期および負担金（費用の概算総額）の変更について
「放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置について
「練馬こども園」の認定開始について
公共施設予約システムの更新について
「ファミサポホーム」の実施について
平成27年度臨海学校および林間学校の実施について
練馬区立平和台図書館の指定管理者候補の選定について
練馬区立児童館の指定管理者候補の選定について
練馬区立学童クラブの指定管理者候補の選定について
練馬区立武石少年自然の家本館の臨時休館について
教科書展示会等の実施状況について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

教育長

次に教育長報告である。
大分積み残しもあり、本日は15件の報告をさせていただきたいと思う。
それでは報告 についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

資料の説明が遅くなってしまい、既に実施しているという段階に至っている。夏休みの居場所づくり事業についても、昨年よりもふやして実施をしているということである。
ご意見やご質問をお寄せいただければと思うがいかがか。

外松委員

夏休みの居場所づくり事業として、実施小学校が8校になったというのは非常に画期的なことだと思う。

1つ伺いたいのが、(5)の「対象児童」が大きく2つに分かれている。 の石神井台小学校と大泉北小学校は学校応援団ひろば事業登録者の中で希望する児童とある一方、は夏休み居場所づくり事業に登録した児童となっているが、これは何か理由があるのか。

子育て支援課長

学校応援団の事業自体は、実施体制としては大泉北小学校については学校応援団自体が担っている。夏休みだけでなく普段から利用していただきたいという思いも実施する側としてはあり、原則としては学校応援団ひろば事業に登録している方としている。

石神井台小学校についても、始めたのが早いこともあり、同様に多くのひろば事業のスタッフの方々が、実際には事業者の雇用下に入って展開しているので、普段、顔のつながっている方を中心に、夏だけではなく年間を通してひろばを利用する形にしていきたいという思いの中でこのような形にしている。

一切受け入れないということではないので、原則としてはそういった形で、普段からひろばを利用する方、顔の見える関係の中で事業展開をしていきたいという考え方の中で行っている。

外松委員

石神井台小学校として初めて夏休みも取り組むということであれば、今お話しいただいた顔の見える関係というのは、いろいろな意味で、運営していく上で納得がいく気がした。

子育て支援課長

石神井台小学校自体は、大泉北小学校の次に取り組んでいるところであるので、逆に言えば大泉北小学校をモデルにして平成25年から行っているの、そのような面では、同じ仕組みを取り入れたほうがいだろうということでスタートを切った。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかにご質問、ご意見はよろしいか。
それでは報告 に移る。6月26日付けの資料21である。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ほかご質問やご意見はあるか。よろしいか。
では報告 である。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ご意見やご質問はあるか。

外松委員

改修工事をしながら、なおかつ必要なために館内の学童クラブ事業についてはそのまま成り立つようにやっていくということで、なかなか大変だと思うが、安全面等よろしく願います。

教育長

ほかにご意見はあるか。

子供たちはトイレをどうやって使うのかについて、もう一度教えてほしい。

子育て支援課長

青い線が入っているところにドアをつけてあり、ふだんはドアをあけてトイレを使う。もう一つ、右側のホールからのドアもつけてあり、工事関係者はこちらから入る。両方にドアをつけて鍵がかかるようにしてある。

教育長

工事関係者と子供がトイレで一緒になることはあるのか。

子育て支援課長

ない。時間帯で分ける。

教育長

もう一つ、トイレも工事の対象であるなら、トイレが工事中の場合は子供たちはどうするのか。

子育て支援課長

工事をするのは主に天井部分であるので、トイレの使用自体に支障はない。

教育長

トイレそのものを工事するわけではないということか。わかった。

今、外松委員からお話があったが、事故だけは起きないように、ぜひ注意をよろしく願います。

次へ移ってよろしいか。

それでは報告 について、これも子育て支援課長、願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

上石神井保育園は今、仮設園舎で保育を行っているのか。

保育課長

今回は、現在使っている保育園とは別の場所、少し南側に新たに建てるものなので、従来の園舎で保育活動は継続している。

教育長

工期が半年延びるが、開設までは使えるのか。

保育課長

そのとおりである。

教育長

では問題は特に起きない。半年ほど工期が延びてしまったことにより、金額も少し上がってしまったという報告である。

時間がたてば資材の値段が上がったり人件費も上がったりで、工期が延びるといことはそれだけでは済まない問題だということがこれでよくわかる。

ということであるので、よろしいか。

では次、報告 をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

ご質問やご意見があればお出しいただきたい。

特にないか。

それでは報告 についてである。これもこども施策企画課長、説明をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

新しいビジョンに明確に位置づけられた「練馬こども園」がいよいよスタートする。ご質問やご意見をいただければと思うかがか。

申請の受付が始まっていると思うが、反応はどうか。

こども施策企画課長

既に複数の幼稚園から認定の申請書が上がってきている。

教育長

よろしいか。

では報告 に移る。青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

新しい公共施設予約システムに更新されるということである。ご質問やご意見はよろしいか。

では報告 について、子ども家庭支援センター所長、説明をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ファミサポホームがいよいよスタートした。ご意見やご質問はあるか。

外松委員

質問である。4番の「利用方法」の(1)で、会員になるための事前登録を行うとあるが、どこで登録ができるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

ファミリーサポートセンターというものがあり、そちらで事前登録ができる。また、各子ども家庭支援センターでも登録ができるようになっている。

教育長

ファミリーサポートセンターはどこにあるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

練馬子ども家庭支援センター練馬駅南分室の中にある。場所は、練馬駅南口を出て、路地を少し入ったところである。

教育長

ファミリーサポートセンターと各子ども家庭支援センターで登録ができるということである。

ほかにご意見やご質問はよろしいか。

内藤委員

預かる場所が拡大されたということはとても良いことである。利用者にとっては利便性が高まったとつくづく思う。援助会員や保護者の自宅というのにも良い点はあると思うが、やはり公共の施設の中で安心して見ていただけるというのもより良いという感想

を持った。

外松委員

私も感想であるが、現代は近くに両親がいない若い世代が結構あるかと思うので、このような事業があり、見てくれる方がいること、また、そのような場所があるということは、子育て世代の方にとっては大変心強いことだと思う。

教育長

では以上で報告 を終わる。

報告 からは7月10日の配付資料に基づいて行うのでご準備をいただきたい。

では報告 について、教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ご質問やご意見はあるか。

外松委員

毎年言わせていただいているが、長い期間、練馬区に住んでいて他区のことをわからないと、中学1年生になると臨海学校でこのような訓練を受けることができるということが当たり前になってしまうかもしれない。しかし、現在、このような教育活動を行っているところは非常に少ない。海であるので、生命の危険を伴うことから、どの区もこのような教育活動を行うことにはためらいがあるのかと思う。

であるが、今、説明をいただいたように、今年はサポートする事業者の人員もしっかり確保できて、三泊四日でこのような活動ができるということは、中学1年生にとっては非常に貴重な経験であると思う。大変だと思うがどうぞよろしくお願いする。

内藤委員

同感である。

教育長

特に安全には気をつけて行っていきたい。

それでは次の報告に移る。報告 について、光が丘図書館長、説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

平和台図書館の指定管理者候補の選定についてである。ご質問やご意見をどうぞ。よ

ろしいか。

それでは次に移る。報告 および報告 は、同じ地域にある児童館と学童クラブに関する指定管理の案件であるため、あわせて説明をしていただき、一括してご質問を受けたいと思う。子育て支援課長、説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

平和台と東大泉の児童館と学童クラブに関する指定管理者選定についての報告である。いかがか。よろしいか。

それでは次に報告 について、教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

よろしいか。

それでは、その他の報告である。教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

以上で今日の案件を終えたが、各委員の皆さんから何かご発言はあるか。よろしいか。それでは、第14回教育委員会定例会を終了する。